

入札の注意事項

1 代理人が入札される場合

代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札させる場合は、県指定様式の委任状(押印あり)を提出し、代理人用の入札書により入札してください。

2 入札書について

(1) 入札書は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意し、「物品入札書」には第1回入札用の金額を記入してください。

「物品入札書【再入札用】」には第2回入札用の金額欄を記入してください。

封皮にはそれぞれ「初度入札」・「再度入札(2回目)」と記載してください。

(2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

(3) 入札を辞退する場合は「入札辞退届」を作成し、封皮には当初又は途中で辞退する場合の区別を記入してください。

3 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

4 消費税及び地方消費税(相当額)について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。